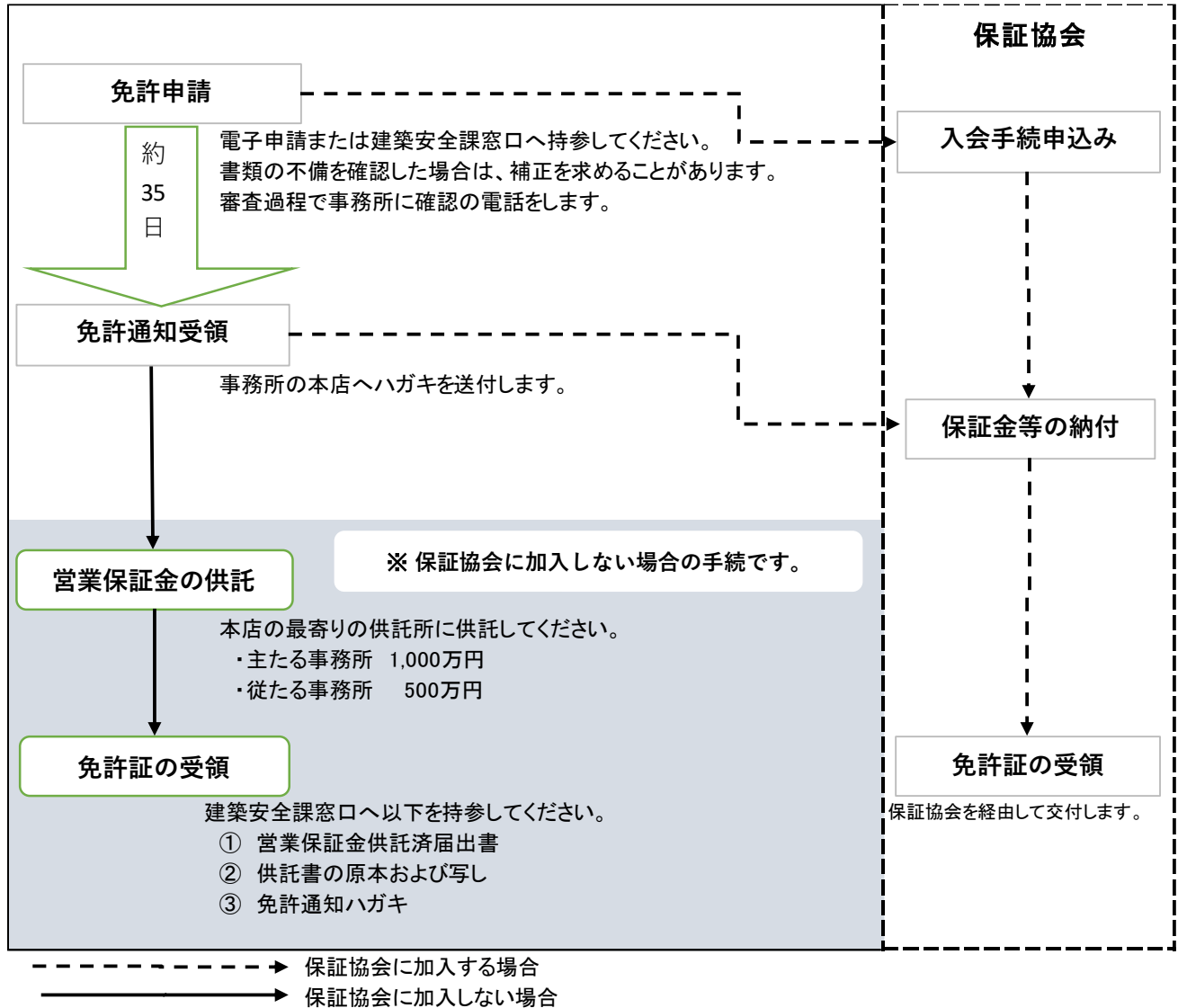


Ⅱ 免許申請から免許証の受領まで（埼玉県知事免許）

新規申請



保証協会について

宅地建物取引業保証協会は、以下の2者が指定されています。

保証協会に加入し、弁済業務保証金分担金を納付すれば、営業保証金の供託義務はありません。

弁済業務保証金分担金の納付額は、主たる事務所60万円、従たる事務所30万円です。

なお、入会費用等が別途必要となりますので、保証協会へお問い合わせください。

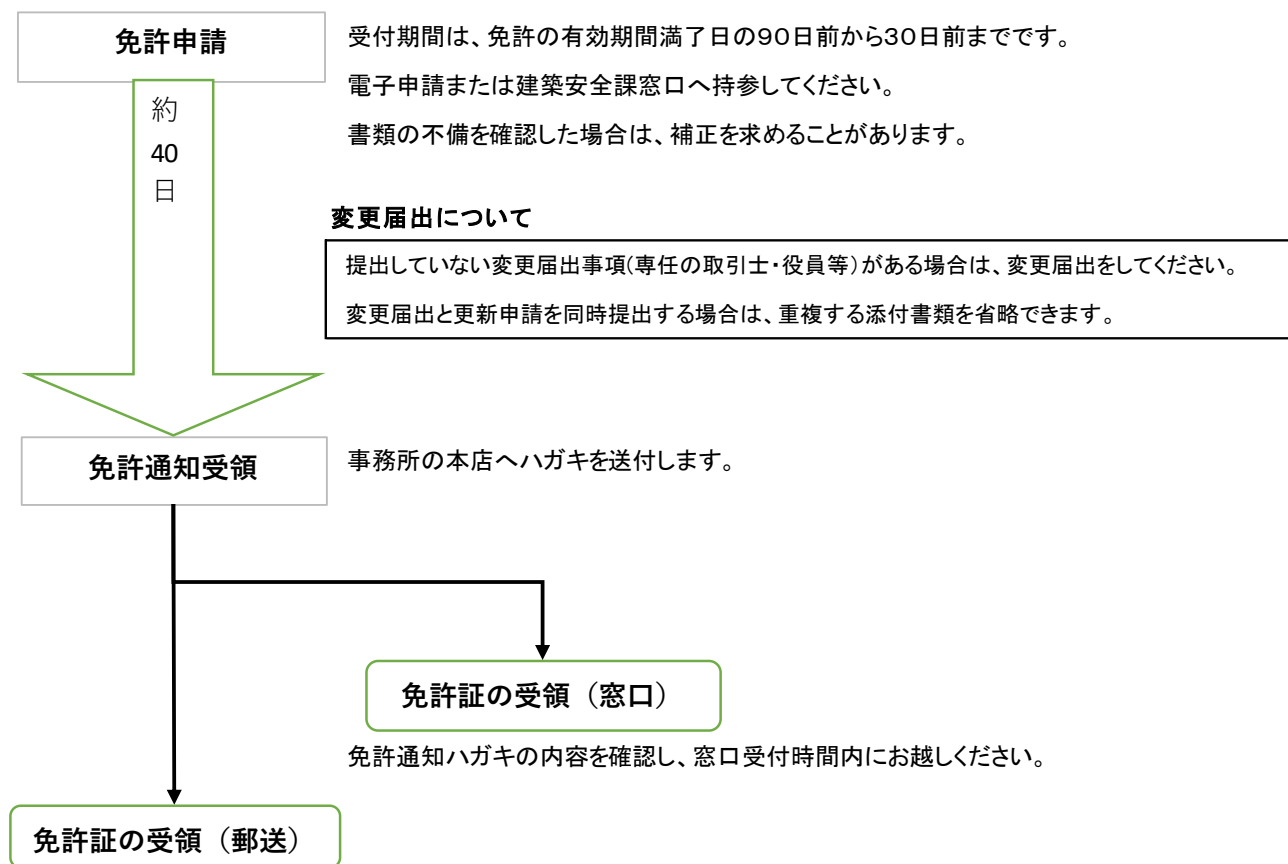
（公社）全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部

さいたま市浦和区東高砂町6-15 宅建会館 電話048-811-1820

（公社）不動産保証協会埼玉県本部

さいたま市浦和区高砂 3-10-4 全日埼玉会館 電話 048-866-5225

更新申請



免許通知受領後に以下を送付してください。

- ① 返信用封筒（A 4 サイズ、簡易書留相当分の切手を貼り宛先を記載）
＊ レターパックプラス(赤)でも可。なおレターパックライト(青)は不可。
- ② 免許通知ハガキ
- ③ 従前の免許証（原本）
＊ 免許証を紛失した場合、「免許通知ハガキ」に紛失した旨書き添えてください。
なお、紛失した免許証が後日見つかった場合、速やかに当課へ返却してください。
- ④ クリアファイル（新しい免許証の送付に利用します。）

（備考）申請代理人が免許証を受領することも可能です。その場合に改めて委任状を用意する必要はありません。

電子申請

申請方法は、県の窓口で紙の申請書を提出する以外に、電子申請(eMLIT)があります。

電子申請を利用する場合、「GビズIDプライム」のアカウントを取得する必要がありますが、場合により2週間程度かかりますので、事前に準備をお願いします。

この手引きは、紙の申請書による窓口申請を想定して作成していますが、申請項目や内容の説明は電子申請の場合も同様ですので、そのまま御利用ください。

審査に係る期間

(1) 標準処理期間について(埼玉県知事免許)

	営業日換算	実日数換算
新規申請	25日	約35日
更新申請	30日	約40日

「標準処理期間」とは、申請が到達してから処分をするまでの目安となる期間のことです。申請を補正するために要する期間は、これに含まれません。

(2) 不備や不足への対応について

申請受付以後に不備や不足が見つかった場合には連絡しますので、早急に補正書類を提出してください。

申請受付前において不備や不足がある場合は、審査が進められませんので、書類を全て揃えてから申請してください。

履歴事項全部証明書

登記が完了し、正式に発行された履歴事項全部証明書を御用意ください。登記申請中の状態では免許申請ができません。

事務所の写真

内装が完了していない事務所であっても構いませんが、事務や営業活動を行う拠点として、社会通念上認められる程度の状態で撮影してください。

①商号又は名称の掲示、②事務机、③応接場所については、設置した写真を御用意ください。

(3) 審査の進捗状況に対する問い合わせについて

審査に要する期間の大部分は、関係機関に照会をするために要するものです。

標準処理期間内の進捗状況については「審査中であること」以外には回答できません。